

# 避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について

---

令和2年5月29日

福知山河川国道事務所

災害が発生し避難所を開設する際の**避難所(指定避難所)※**における新型コロナウイルス感染症への対応について、内閣府より以下の通達が発せられている。

※指定緊急避難場所を対象としたものではない

## ■避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について(R2.4.1)

- ・避難所の収容人数を考慮し、可能な限り多くの避難所の開設を図ること。
- ・ホテルや旅館等の避難所としての活用等を検討すること。
- ・避難者に対して、基本的な感染症対策を徹底すること。

[<http://www.bousai.go.jp/pdf/korona.pdf>]

## ■避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について(R2.4.7)

- ・以下の留意事項を参考に、平時の事前準備及び災害時の対応を実施すること。
  1. 可能な限り多くの避難所開設
  2. 親戚や友人の家等への避難の検討
  3. 自宅療養者の避難の検討
  4. 避難者の健康状態の確認
  5. 手洗い、咳エチケット等基本的な対策の徹底
  6. 避難所の衛生環境の確保
  7. 十分な換気の実施、スペースの確保
  7. 発熱、咳等の症状が出た者のための専用のスペースの確保
  8. 避難者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合

[[http://www.bousai.go.jp/pdf/hinan\\_korona.pdf](http://www.bousai.go.jp/pdf/hinan_korona.pdf)]

## ■新型コロナウイルス感染症対策としての災害時の避難所としてのホテル旅館等の活用に向けた準備について(R2.4.28)

- ・避難所としてのホテル・旅館等の確保は、都道府県の保健福祉部局等の関係部局とよく連携・調整した上で実施すること。
- ・受け入れ可能なホテル・旅館等のリストを予め作成しておくこと。
- ・自治体から借り入れの相談があった場合には、提供するなど協力すること。

[[http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/corona\\_hotel\\_0429.pdf](http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/corona_hotel_0429.pdf)]

## ■ 新型コロナウイルス感染症が収束しない中における災害時の避難について(R2.5.15)

- ・新型コロナウイルス感染症が収束しない中でも、災害時には、危険な場所にいる人は避難することが原則。
- ・安全な場所にいる人については避難所に行く必要はない。
- ・安全な親戚・知人宅に避難することも検討すること。
- ・マスクや消毒液、体温計はできるだけ自ら携行すること。
- ・避難場所、避難所が変更されている場合があるので、事前に市町村HPで確認すること。
- ・豪雨時にやむをえず車中泊をする場合は、浸水しないよう周囲の状況を十分確認すること。
- ・平常時のうちに、非常時にとるべき避難行動を確認しておくこと。

[[http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/corona\\_hotel\\_0429.pdf](http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/corona_hotel_0429.pdf)]

## ■ 避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料について(R2.5.21)

- ・新型コロナウイルス感染症対応時の避難所全体のレイアウト等については当該資料を参考とすること。

[<http://www.bousai.go.jp/pdf/colonasanko.pdf>]

## ■ 新型コロナウイルス感染症対策に係る災害時の避難所としての各省庁及び独立行政法人、民間団体等が所有する研修所、宿泊施設等の活用等について(R2.5.21)

- ・都道府県は、管内市町村に対して内閣府からリストの提供があった場合や、民間団体等から貸出の申し出があった際には、連携・調整を図った上で取組を進めること。

[<http://www.bousai.go.jp/pdf/syukuhaku.pdf>]

## ■ 災害時の避難所における新型コロナウイルス感染症対策や避難所の確保等に係る地方公共団体の取組状況等について(R2.5.27)

- ・内閣府において、地方公共団体における災害が発生した場合の避難所の感染症対策や避難所の確保等に係る取組状況を把握するため、近年災害を経験した地方公共団体等のうち110(都道府県:47、市町村:63)の地方公共団体に対し、ヒアリング調査が実施された。
- ・平時の事前準備及び災害時の対応の際には、当該通知に示されたヒアリング調査結果及び留意事項を参考とすること。

[[http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/chihou\\_torikumi.pdf](http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/chihou_torikumi.pdf)]

## ■「新型コロナウイルス感染症対策としての災害時の避難所としてのホテル・旅館等の活用に向けた準備について」(令和2年4月28日付け事務連絡)を踏まえた対応について(R2.5.27)

・避難所としてのホテル・旅館等の活用にあたっては、当該通知に示された留意事項を、平時の準備及び災害時の対応の参考にすること。

[[http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/428\\_taiou.pdf](http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/428_taiou.pdf)]

## ■避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に要する経費について(R2.5.27)

・避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に当たって、必要となる経費に対する国の支援を以下に示す。

1. 災害発生前に、新型コロナウイルス感染症への対応として実施する物資や資材の備蓄に要する費用については、交付金の活用が可能である。また、必要な物資や資材の備蓄が完了していない地方公共団体については、交付金の活用も検討の上、備蓄を進めること。
2. 災害救助法が適用される場合において、同法に規定する救助として該当する場合に必要な費用については国庫負担の対象となる。また、同法に規定する救助として該当しない場合においても、避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に要する費用については、令和2年4月1日以降に実施される事業であれば、交付金の活用が可能であること。
3. 災害救助法が適用されない災害においても、新型コロナウイルス感染症への対応として要する費用については、令和2年4月1日以降に実施される事業であれば、交付金の活用が可能であること。

[<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/keihi.pdf>]